



兵庫労働局発表
平成 27 年 8 月 27 日

[照会先]
兵庫労働局 労働基準部 健康課
課 長 岸上 祐介
主任労働衛生専門官 橋本 正彦
(TEL)078-367-9153
(FAX)078-367-9166

報道関係者 各位

平成 27 年度全国労働衛生週間の実施について

平成 27 年度全国労働衛生週間は、10 月 1 日から 10 月 7 日までの間の本週間（準備期間：平成 27 年 9 月 1 日～9 月 30 日）に

「職場発！心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」
をスローガンとして展開されます。

1 全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和 25 年から毎年実施しているもので、今年で 66 回目を迎えます。（別添 1 「第 66 回 全国労働衛生週間」）

2 兵庫労働局における実施事項

① メンタルヘルス対策の推進

独立行政法人労働者健康福祉機構兵庫産業保健総合支援センター、地域産業保健センターとの緊密な連携を図りながら、各事業場においてメンタルヘルス対策の取組が行われ、労働者がメンタルヘルスケアを受けられるよう指導を行っていますが、労働災害防止団体等と連携して、メンタルヘルス対策についての研修会を開催する等周知・啓発に努めます。（別添 4 「職場におけるメンタルヘルス対策」）

また、ストレスチェック制度が平成 27 年 12 月 1 日に施行されることから、兵庫産業保健総合支援センターや地区労働基準協会等と連携して、「ストレスチェック制度の説明会」を開催します。（別添 2 「2015 年 12 月からストレスチェックの実施が義務

になります。）」

② 化学物質に関するリスクアセスメントの推進

化学物質についてのリスクアセスメントを義務づけるなどの内容を定めた労働安全衛生法の一部を改正する法律が平成 28 年 6 月 1 日に施行されることなどを踏まえ、その周知徹底を図ります。

また、溶剤、薬品などによる薬傷、やけどなどの防止対策の徹底を要請します。

③ 準備期間の取組

ア 「職場の健康診断実施強化月間」としての集中的取組

労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、集中的な指導を実施し、健診受診率の向上を図ります。（別添 3 「職場の健康診断実施強化月間」）

イ 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」としての集中的取組

兵庫労働局においては、「兵庫第 8 次粉じん障害防止総合対策 5 か年計画」（平成 25 年～29 年）を策定し、粉じん障害防止対策の取組を推進していますが、対象事業場への集中的な指導やセミナーの開催等を実施し、粉じん障害防止対策の一層の徹底を図ります。（別添 5 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」）

参 考

労働衛生週間等における主な行事は別添 6 のとおりです。

- 別添 1 第 66 回 全国労働衛生週間
- 2 2015 年 12 月からストレスチェックの実施が義務になります。
- 3 職場の健康診断実施強化月間
- 4 職場におけるメンタルヘルス対策
- 5 粉じん障害防止総合対策推進強化月間
- 6 平成 27 年度労働衛生週間における周知・啓発活動
- 7 平成 27 年度兵庫労働安全衛生大会

第66回 全国労働衛生週間

10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。10月1日～7日を本週間、9月1日～30日を準備期間として、それぞれの職場での安全衛生パトロール、スローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

<スローガン>

職場発！心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場

労働衛生分野では、職場におけるメンタルヘルス不調や過重労働、化学物質を原因とする健康障害などが重要な課題となっています。このような状況を踏まえて、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法では、ストレスチェック制度の導入や化学物質の適切な管理、受動喫煙防止対策などを推進し、業務上疾病の発生を未然に防止するための仕組みを充実させることとしています。今年度のスローガンは、これらの課題に対して、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 1 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

1 重点事項

- (1) 改正労働安全衛生法に関する事項
 - ① ストレスチェック制度に関する取組への準備
 - ② 一定の危険・有害な化学物質（SDS交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの実施に向けた環境整備
 - ③ 職場における受動喫煙防止対策の推進
- (2) その他の重点事項
 - ① 労働者の心の健康の保持増進ための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
 - ② 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - ③ 職場における腰痛予防対策の推進
 - ④ 溶剤、薬品などによる薬傷・やけどなどの防止

2 労働衛生3管理の推進など

- (1) 労働衛生管理体制の確立と労働衛生管理活動の活性化
- (2) 作業管理、作業環境管理、健康管理の推進
- (3) 労働衛生教育の推進

- (4) 心とからだの健康づくりの継続的・計画的な実施
- (5) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- (6) 労働者の治療と仕事の両立のための支援の促進
- (7) 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しんなど）に関する理解と取組の促進

3 作業の特性に応じた事項

- (1) 粉じん障害防止対策の徹底
- (2) 熱中症予防対策の徹底
- (3) 電離放射線障害防止対策の徹底
- (4) 騒音障害防止対策の徹底
- (5) 振動障害防止対策の徹底
- (6) VDT作業における労働衛生管理対策の推進
- (7) 化学物質中毒対策などの徹底
- (8) 石綿障害予防対策の徹底
- (9) 酸素欠乏症などの防止対策の推進

4 東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

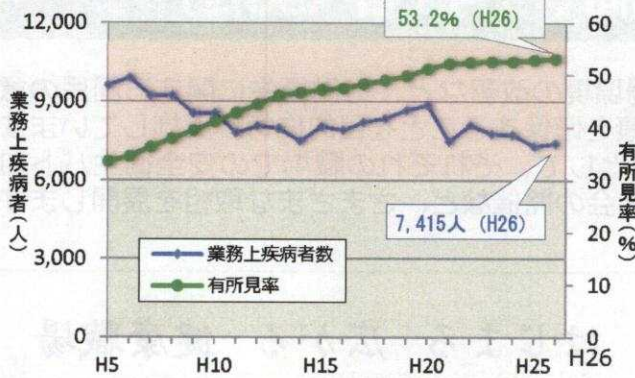
協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

主な取組事項・支援体制

労働衛生の現状：業務上疾病者数・定期健診有所見率の推移



※各年の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告などに関する統計結果を公表しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen/ei11/h26.html>

メンタルヘルス対策

ストレスチェック制度の実施マニュアルや、職場におけるメンタルヘルス対策に関する指針などを掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen/eisei12/>

また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。
<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

携帯サイト
(QRコード)



過重労働対策

過重労働による健康障害防止対策に関する通達などを掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen/eisei12/>

産業保健総合支援センター・地域窓口

産業保健総合支援センターでは、産業医などの産業保健スタッフへの専門的相談、研修などを実施しています。また、産業保健総合支援センターの地域窓口では、労働者数が50人未満の小規模事業場で働く人などを対象に、健康相談の実施など、産業保健サービスを提供しています。
<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

腰痛予防対策

休業4日以上職業性疾患のうち、約6割を占める職場での腰痛。社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加しているため、平成25年度に指針を改定し、適用範囲を福祉・医療分野などに広げるとともに、腰に負担の少ない介護介助法を加えました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

厚生労働省では、腰痛予防対策に取り組む事業者を支援するため、病院・診療所、社会福祉施設の関係者を対象とした講習会を実施しています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02.html

化学物質管理

化学物質を取り扱う事業場では、基本情報であるSDS（安全データシート）を入手し、リスクアセスメントを実施しましょう。また、眼鏡、手袋等、保護具を適切に使用しましょう。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen/ei03.html>

<第12次労働災害防止計画>

厚生労働省では、産業構造や社会情勢の変化などに対応し、労働者の安全と健康を確保するため、平成25年～29年の5年間を対象とする「第12次労働災害防止計画」を実施しています。

全体目標として、平成29年までに、労働災害による死亡者数、死傷者数（休業4日以上）と15%（平成24年比）以上減少させることを掲げました。

また、「重点とする健康確保・職業性疾病対策」として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、個別に期間中の目標を設定しています。

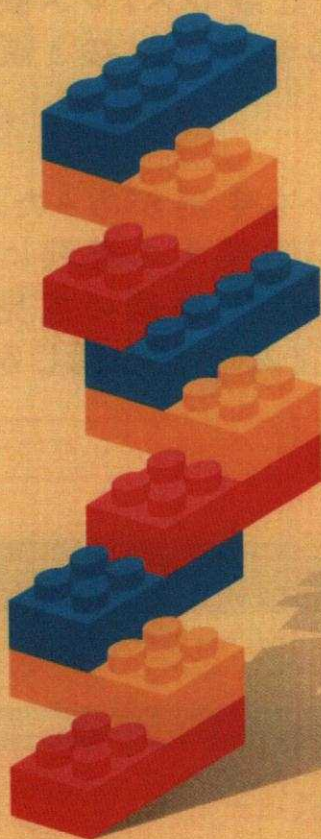
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei21/index.html

事業者ならびに産業保健スタッフの皆様へ

2015年12月から ストレスチェックの実施が 義務^{*}になります。

*従業員50人未満の事業場については当分の間、努力義務です。

従業員の
こころの負担が
積み重なる前に。



働く人のメンタルヘルス不調を防いで、
イキイキした職場環境を実現しましょう。

事業者の方々は、ストレスチェックの実施には以下の点に注意してください。

- ストレスチェックは、医師・保健師などが実施します。
- ストレスチェックの結果は、従業員の同意がなければ事業者には提供することは禁止されています。
- ストレスの高い従業員から申し出があった場合、医師による面接指導を行きましょう。
- 面接指導の結果、医師の意見を聞き、必要に応じて働き方への配慮をしましょう。

ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策に関する詳細は下記アドレスをご覧ください。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」
<http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianeihou.html>

こころの耳 検索

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度とは？

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務づける制度が創設されました。
(平成27年12月1日施行)

ストレスチェック制度の概要

ストレスチェックの実施

- 常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務※になります。

※ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。
※従業員数50人未満の事業場、当分の間努力義務となります。

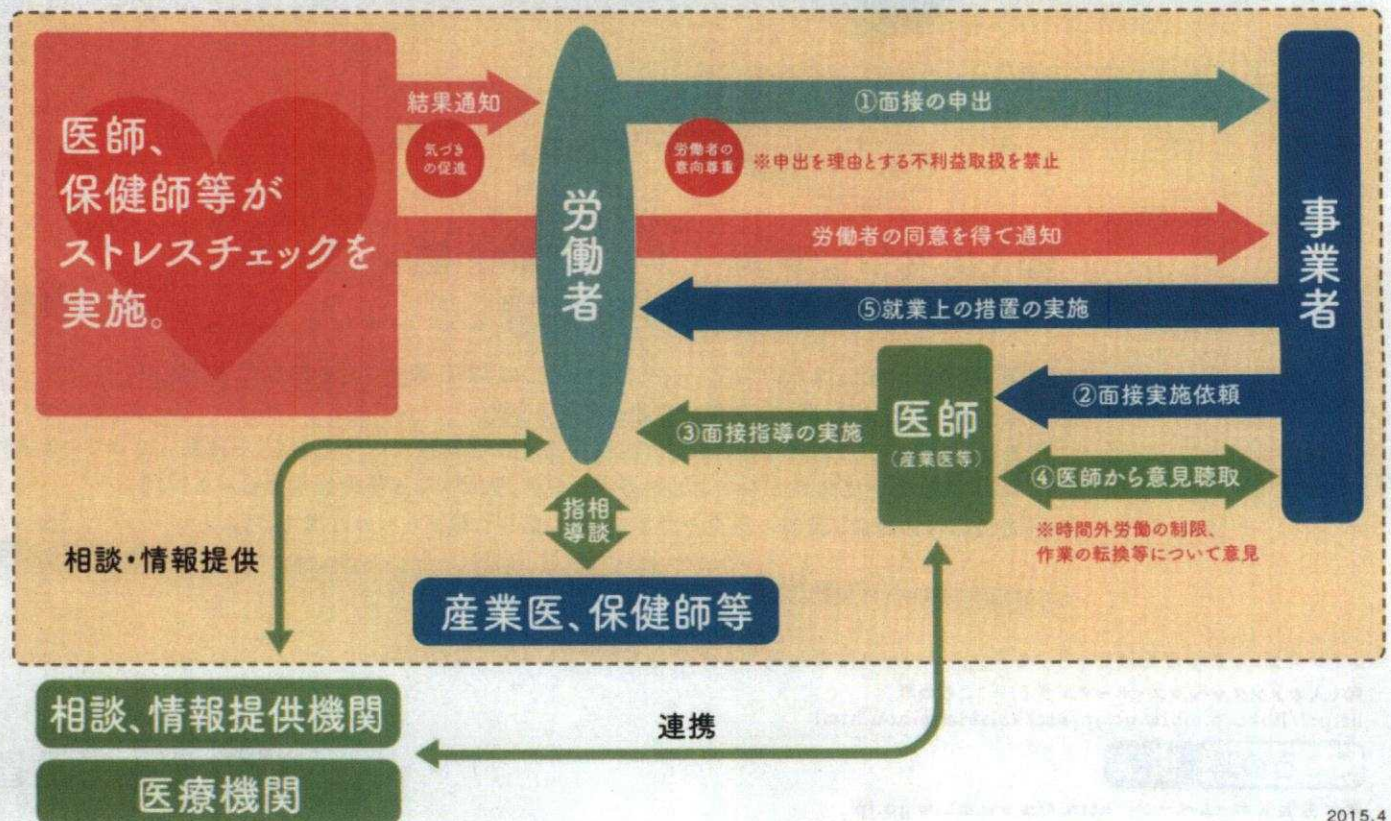
- ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含みます。

面接指導の実施

- 高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

◎ ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供してはいけません。

ストレスチェック制度の流れ



別添3 職場の健康診断実施強化月間

日本再興戦略

(平成25年6月14日閣議決定)

- ・テーマの一つとして「国民の『健康寿命』の延伸」
- ・疾病の予防・早期発見を図ることが重要
- ・健診受診率の向上が目標として掲げられている



職場の健康診断実施強化月間

(9月、労働衛生週間準備期間)

労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施の再徹底のために集中的・重点的な指導等を実施

《労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置等イメージ図》

○ 定期健康診断の確実な実施(法第66条第1項)

小規模事業場での実施率が低い

10人～29人⇒84.5%

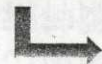
30人～49人⇒95.7%

「平成22年労働安全衛生基本調査(厚生労働省)」



○ 定期健康診断結果に基づく事後措置等

○ 健康診断の結果、異常の所見のあった労働者について医師からの意見聴取(法第66条の4)



事業者は、医師の意見を勘案して作業の転換、労働時間の短縮等就業上の措置(法第66条の5)

○ 医師又は保健師による保健指導の実施(法第66条の7) 努力義務

保健指導:日常生活での指導、健康管理に関する情報の提供、再検査又は精密検査の受診の勧奨、医療機関で治療を受けることの勧奨等

地域産業保健センターの利用勧奨

— 労働者50人未満の小規模事業場の方が対象 —

・県下10地域に地域産業保健センター

・小規模事業場の事業者や、そこで働く人を対象に産業保健サービスを無料で提供

ア 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

イ 長時間労働者に対する面接指導

ウ 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

エ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導



別添4 職場におけるメンタルヘルス対策

《第12次労働災害防止計画における目標》

平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上にする

《職場のメンタルヘルスの現状》

○平成26年中における自殺者の総数は25,427人で、自殺者のうち7,164人(28.2%)が勤労者で、「勤務問題」を自殺の原因とする者は1,902人

○精神障害等による労災認定件数は高い水準で推移

平成25年度436件(兵庫:35件)から平成26年度497件(兵庫:31件)となった

○メンタルヘルスに取り組んでいる事業場の割合は43.6%(平成23年労働安全衛生特別調査)

《メンタルヘルス対策の推進》

(事業場における基本的取組事項)

・衛生委員会での調査審議

・事業場内体制の整備

・教育研修の実施

・職場環境等の把握と改善

・不調者の早期発見・適切な対応

・職場復帰支援

I 労働局・労働基準監督署による事業場に対する指導等

II 産業保健総合支援センター

メンタルヘルス対策総合支援窓口

・事業者、産業保健担当者等からの相談対応

・個別事業場への訪問指導の実施

・職場の管理監督者等に対する教育研修の実施

・職場復帰支援プログラムの作成支援

III 地域産業保健センター

・メンタルヘルス不調についての相談

IV 労災病院治療両立支援センター

・勤労者こころの電話相談

(「労働者の心の健康の保持増進のための指針」
(平成18年公示第3号)に基づく取組の促進)

別添5 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

兵庫第8次粉じん障害防止総合対策5か年計画(平成25年～29年)

- 昭和56年以降、7次にわたる総合対策の取組により、新規有所見者は大幅に減少したが、依然としてアーク溶接、金属研磨作業等で新規有所見者が発生
- 引き続き、「兵庫第8次粉じん障害防止総合対策5か年計画」により取組を推進
- 取組の重点事項
 - ① アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
 - ② 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
 - ③ ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - ④ 離職後の健康管理

「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月)

- ・団体等、事業場に対する「関係団体等、事業場における実施事項」の実施についての呼びかけ
- ・集中的な指導の実施及びセミナーの開催等周知啓発の実施

— 粉じん則の改正 —
平成26年7月31日から、屋外での岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業も呼吸用保護具の使用対象となった

《関係団体等、事業場における実施事項》

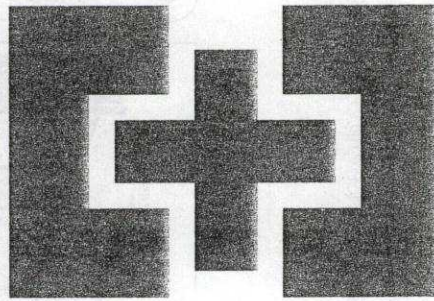
| | 関係団体等 | 事業場 |
|------------------|--|--|
| 基本的事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・会員事業場に対する「講ずべき措置」等の周知、自主点検実施の援助 ・講習会、セミナーの開催 ・月間中のパトロール実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・取組の自主点検の実施 ・「粉じん対策の日」の設定 ・じん肺健診の実施 ・健康管理教育、特別教育の実施 |
| アーク溶接作業、岩石等の裁断作業 | <ul style="list-style-type: none"> ・24年4月施行の改正粉じん則等に基づく措置の周知 ・セミナー等の実施 ・特別教育等での指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・アーク溶接作業が粉じん作業であり、有効な呼吸用保護具の使用が必要であることの掲示 ・局排、プッシュプル型換気装置の設置 ・呼吸用保護具の着用の徹底 |
| 金属等の研磨作業 | <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー等の実施 ・特別教育等での指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・局排、プッシュプル型換気装置の設置 ・局排等の検査、点検の実施 ・作業環境測定の実施 ・呼吸用保護具の着用の徹底 ・たい積粉じん対策の推進 |
| ずい道等建設工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の周知 ・「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」の周知 ・特別教育の受講勧奨 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ガイドライン」に基づく対策の徹底 ・粉じん発生源に係る措置の実施 ・換気装置等による換気の実施等 ・粉じん濃度測定の実施 ・呼吸用保護具(電動ファン付呼吸用保護具等)の使用 |
| 離職後の健康管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理手帳制度の周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・じん肺有所見者への健康管理教育 ・離職予定者への健康管理手帳申請方法の周知、ガイドブックの配付 |

別添6 平成27年度労働衛生週間における周知・啓発活動

| | 開催日時 | テーマ | 主催者等 | 開催場所 |
|----|---------------|---------------|---|------------------|
| 1 | 平成27年9月2日(水) | ストレスチェック制度説明会 | 神戸東労働基準監督署 兵庫県社会保険労務士会神戸東支部 | 兵庫県私学会館 |
| 2 | 平成27年9月3日(木) | ストレスチェック制度研修会 | 伊丹労働基準監督署 伊丹労働基準協会 | 伊丹商工会議所 |
| 3 | 平成27年9月4日(金) | 衛生講演会 | 尼崎労働基準監督署 尼崎労働基準協会 | 尼崎商工会議所 |
| 4 | 平成27年9月8日(火) | 化学物質管理研修会 | 神戸東労働基準監督署 神戸東労働基準協会 兵庫産業保健総合支援センター | 兵庫県医師会館 |
| 5 | 平成27年9月14日(月) | 安全衛生大会 | 加古川労働基準監督署 加古川労働基準協会 | 高砂市福祉保健センター |
| 6 | 平成27年9月15日(水) | 作業環境測定説明会 | 公益社団法人日本作業環境測定協会 兵庫支部 | 神戸西労働基準協会 研修室 |
| 7 | 平成27年9月17日(木) | 労働衛生・健康管理推進大会 | 淡路労働基準監督署 淡路労働基準協会 | 洲本市市民交流センター |
| 8 | 平成27年9月17日(木) | 粉じん障害防止研修会 | 相生労働基準監督署 相生労働基準協会 | 赤穂市文化会館 |
| 9 | 平成27年9月17日(木) | 西脇地区労働安全衛生大会 | 西脇労働基準監督署 西脇労働基準協会 | 北はりま職業訓練センター |
| 10 | 平成27年9月28日(月) | メンタルヘルス研修会 | 姫路労働基準監督署 中播磨健康福祉事務所 | 会場未定 |
| 11 | 平成27年9月29日(火) | ストレスチェック等の説明会 | 西脇労働基準監督署 西脇労働基準協会 兵庫産業保健総合支援センター | 北はりま職業訓練センター |

| | 開催日時 | テーマ | 主催者等 | 開催場所 |
|----|----------------|--------------------------|---|---------------------|
| 12 | 平成27年10月9日（金） | 兵庫労働安全衛生大会 | 兵庫労働基準連合会 相生労働基準協会 兵庫労働局 相生労働基準監督署 | 赤穂市文化会館ハー モニーホール |
| 13 | 平成27年10月13日（火） | ストレスチェック制度説 明会 | 神戸東労働基準監督署 神戸東労働基準協会 兵庫産業保健総合支援センター | 神鋼コミュニティーセ ンター |
| 14 | 平成27年10月14日（水） | 化学物質の適正な管理の ための説明会 | 兵庫労働局 兵庫産業保健総合支援センター | 姫路商工会議所会館 |
| 15 | 平成27年10月19日（月） | ストレスチェック制度説 明会（事業者向け） | 兵庫労働局 兵庫産業保健総合支援センター | 神戸クリスタルホー ル |
| 16 | 平成27年10月20日（火） | 化学物質の適正な管理の ための説明会 | 兵庫労働局 兵庫産業保健総合支援センター | 尼崎商工会議所会館 |
| 17 | 平成27年10月21日（水） | ストレスチェック制度説 明会 | 神戸東労働基準監督署 神戸東労働基準協会 兵庫産業保健総合支援センター | 神鋼コミュニティーセ ンター |
| 18 | 平成27年10月29日（木） | メンタルヘルス研修会 | 神戸西労働基準監督署 神戸西労働基準協会 兵庫産業保健総合支援センター | 神戸西労働基準協会 研修室 |

平成27年度
兵庫労働安全衛生大会



と き 平成27年10月9日(金) 12:00 開場

と ころ 赤穂市文化会館ハーモニーホール
赤穂市中広 864 番地

主 催 (一社) 兵庫労働基準連合会
相生労働基準協会

後 援 兵 庫 労 働 局
相 生 労 働 基 準 監 督 署
兵 庫 県 市 会
赤 穂 市 会
中 央 労 働 災 害 防 止 協 会

兵庫労働安全衛生大会プログラム

(兵庫快適職場・健康づくり推進大会併催)

開 会 挨拶 13:00

一般社団法人兵庫労働基準連合会
会 長 梅 原 尚 人

祝 辞

兵 庫 労 働 局 長
兵 庫 県 知 事
赤 穂 市 長

表 彰 式 13:30

一般社団法人兵庫労働基準連合会会長表彰

休 憩 (10分)

アトラクション 14:00

原小太鼓 赤穂市立原小学校生による和太鼓演奏

体験発表・事例発表 14:20

1 「～義務だからで終わらせない～ストレスチェック活用法」

発表者 株式会社 IHI 相生事業所
総務部産業医 山下 剛 司

2 「(株)日本海水赤穂工場における安全衛生への取り組み」

発表者 株式会社日本海水赤穂工場
設備・安全グループ グループ長 大 森 義 弘

THP体操・兵庫THP推進機関協議会からののお知らせ 15:00

特 別 講 演 15:15

演 題 「ニュースの裏側から!!“キーワード”で日本の今後を読む」
読売テレビ 報道局解説委員 高 岡 達 之

大 会 宣 言 16:45

大会副実行委員長 塩 崎 成 治
(相生労働基準協会副会長)

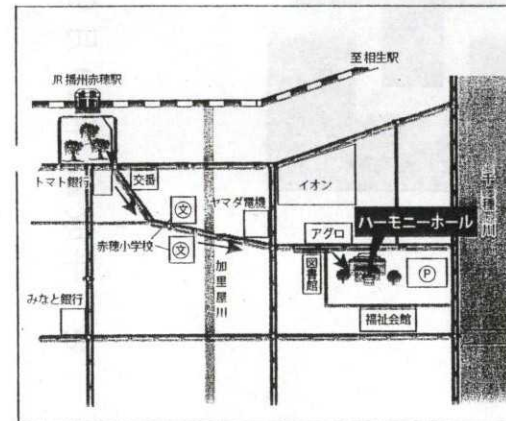
閉 会 挨拶 16:50

大会実行委員長 渡 辺 昌 弘
(相生労働基準協会会長)

(敬称略)

註：当日会場にて安全衛生保護具その他の用品を展示いたします。
(裏面展示会社名等記載)

会 場 略 図



特別講演講師 高岡達之

プロフィール

大阪府出身、関西学院大学を卒業後、読売テレビ放送に入社。報道部記者として大阪府警キャップを努め、報道局取材統括デスクをへて、2010年から報道部副部長兼チーフプロデューサーに就任。ニュース解説やコメンテーターとしてテレビ出演している。現在、読売テレビ「関西情報ネットten！」のニュース解説で出演中。

播州赤穂駅より南東に徒歩約10分

新快速時刻表

| | | | | | |
|-----|-------|-------|-----|-------|-------|
| 三宮発 | 9:53 | 10:52 | 赤穂発 | 17:49 | 18:26 |
| 姫路発 | 10:33 | 11:31 | 姫路着 | 18:26 | 19:11 |
| 赤穂着 | 11:07 | 12:06 | 三宮着 | 19:06 | 19:51 |